

また、民間賃貸住宅も含めまして、緊急通報手段の確保ということについては徹底してきておりますので、本当はこのようなものに頼らない世界というのが一番いいのですが、万一のことがあった場合の最後の手段として、こういうものも用意していきたいと思っております。

それから、最後になりますが、見守り等の活動支援というソフトな活動に対しましても、地方公共団体がこれを支えようとするのであれば、私どもも生活支援という観点から財政的に御支援を申し上げたいと思っております。

今、申し上げましたようなもの、基本にはすべて財政支援制度なのでございますが、最後の8ページにございますように、地域住宅交付金という制度の中で、あらゆる地方公共団体の住宅というところに引っ掛かりを持てる地域の施策であれば、御支援申し上げられると思っております。国が45%の御支援を申し上げるという制度でございまして、先ほど申し上げましたようなNPO活動などのソフト対策についても、私ども御支援を申し上げておるところでございますので、今後、これを更に活用していただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○高橋議長 それでは、警察庁の方からよろしくお願ひいたします。

○警察庁（入谷） それでは、警察庁の方から「警察における高齢者保護活動等の推進状況」につきまして、御説明させていただきます。

まず、2ページのところでございますが「1 高齢者保護等の取組み」につきましてでございます。昭和61年に、警察庁においては「長寿社会総合対策要綱を制定し、これに基づいて高齢者保護等を推進しておるところでございます。これは閣議決定されました長寿社会対策大綱に基づきまして、長寿社会に急速に移行しつつある社会の現状を踏まえて、高齢者の保護、それから社会参加を中心とする総合的な長寿対策を推進するという観点からつくられておるものがございます。

1枚めくっていただきまして、この長寿社会総合対策要綱を受けまして、実施計画を定めておるところでございます。警察としては、これを踏まえて高齢者の保護に取り組んできているところでございますが、特に実施項目の中で第1のところについては、総論的な発想として、こういう点を重視してやっているということでもあります。

まず1つは、「実態把握活動の推進」ということでございまして、パトロール、巡回連絡等といった警察活動を通じまして、保護を要する高齢者の状況、高齢者に係る各種犯罪、事故状況等を的確に把握するというのを、まず第1の眼目としてやっております。

それから、もう一つ重視しておるところでございますが、やはり警察だけでは限りがあるということで、保護活動の推進に当たっては「関係機関、関係団体等との連携の強化」ということで、都道府県、市町村、社会福祉協議会、老人クラブ等、地域の実情に応じた連携を図って対応しているという状況を踏まえて行っていくということでございます。

では、1枚めくっていただきまして、具体的に高齢者保護として、どういうことを推進

しているかということでございます。

まず最初の「○ 防犯活動等の推進」ということであります。老人クラブ、老人ホーム等における防犯講習等の実施や事務連絡等を通じまして、防犯診断、防犯指導等の実施をやっておるところでございます。

2つ目でございますが「○ 独居老人等に対する保護活動の推進」ということでございまして、独居老人や認知症の老人に対する訪問活動を行い、防犯診断、防犯指導等を実施しております。また、この際、具体的な状況に応じましては、親族の方や福祉事務所、民生委員等と連携して、保護活動の徹底を図るということを行っております。

3つ目でございますが「○ 相談活動の推進」ということであります。今、話題になっております振り込め詐欺等の犯罪とか悪質商法等、高齢者から寄せられる犯罪関係の相談に真摯に対応しまして、必要に応じて関係機関、団体とも連携して相談事案の効果的な解決を図っておるところでございます。

これら基本的な枠組みでございますが、5ページのところに行ってくださいまして、これに今の枠組みを踏まえて、具体的に各都道府県警察において、さまざまな取組みをなされておるところでございますが、その中で最近、報告された活動事例というのを幾つか紹介をさせていただきたいと思っております。

まず最初のものでございますが、和歌山県警察でやっている話でございますが、「喜の国」、これは和歌山が紀州でございまして、それを併せて「喜の国」と言っていると考えておりますが、触れ合い作戦と称しまして、毎月20日を独居老人宅への巡回連絡の強化日と指定して、個別の防犯指導等を実施しているところでもあります。対象となる高齢者の選定につきましては、生活実態や近隣における身寄りの有無、居住実態等を勘案して、選定して行っているという報告を受けておるところでございます。

次は三重県警の話でございますが、交番の警察官が独居老人宅を訪問して、体調や普段の生活、近所との付き合いなどを聞き取って、必要に応じて、離れて暮らす身内等へ近況を連絡するというような措置も、実施しておるといった報告が上がってきておるところであります。

それから、関係機関等と連携しながら取り組んでいる施策でございますが、京都府警察におきましては、高齢化が進んでいる地区につきましてパイロット地区を設けまして、その社会福祉協議会委員のお宅を中心に、シルバー110番の家を設置いたしまして、高齢者からの相談に対応したり、また、110番の家になっていただいている方に対しまして、防犯の指導、相談のやり方等について、研修会を実施しているという事例でございます。

富山県警察の事例でございますが、これは市の方がメインとなってやっていたという話でございますが、郵便・新聞・牛乳の配達員、電気・ガスの検針員とで構成される「見守りネットワーク」を構築しまして、警察もこれに対して参加し、協力しておるわけでございますが、独居老人の安否等の確認活動を実施しているというような事例も報告されておるところでございます。

以上、極めて簡単に申し上げてきましたが、いずれにしても警察としては犯罪防止、あと高齢者の交通事故防止等を中心に、高齢者の保護活動を行っているところでございますが、やはり孤立死の防止につきましては、さまざまな関係機関、団体、民生委員、地域のボランティアの方々と連携、協力して取り組んでいくことが必要であると考えているところでございまして、今後ともそういう観点から施策を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。

今まで、厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁という行政組織別に、省庁別の対策というよりは、コミュニティ政策とか介護政策、住宅政策、消防も含めますが、あるいは警察活動の中で、どういう活動や政策が行われているかということでの御報告をいただいたわけでございます。どうぞ、今までの御報告の中で御質問や御意見などがあれば、あるいは次との関係でこちら辺はもう少し詳しく知りたいんだというようなことがあれば、委員の皆様から御発言を頂戴できればと思いますが、いかがでございでしょうか。よろしゅうございでしょうか。

それでは、この件については、またもう少し詳しく知りたいというような御希望がございましたら、事務局の方にお申し出いただきまして、資料請求等をお願いをするということにしたいと思っております。

それでは、今日は第1回でございまして、大変難しいテーマをいただいているわけですが、それぞれのお立場からこのテーマにつきまして、御発題を頂戴し、課題提起、それから、それぞれの現場での御活動等を含めて、これはあらかじめ事務局の方からも御発言をお願いをしていると伺っております。その関係でいろいろ資料も御用意をいただいておりますが、孤立死に関すること、それから、地域コミュニティに関する御意見など御自由に御発題をいただけたらと思っております。この御発言は後ほど提言等を作成する上に当たっての示唆に落としていただき、受け止めさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

こういう会議というのは、いつも「あいうえお」順から行くんですが、そうすると「あいうえお」の「あ」の方がいつも当てられてとおっしゃるものですから、今日は少し逆に行こうということで「あいうえお」順を逆に行きまして、私のお隣の野中委員からということで一つ御発題をよろしく願いをいたします。

○野中委員 トップバッターというのはなかなか難しいことですが、よろしく願います。

私は、浅草で診療所を開設して、在宅医療、そして主に腎不全で週3回患者さんが通ってこられる透析の仕事をしています。最近では透析の患者さんも高齢化されておりますので、週3回医療に来られながらも残念ですが、孤立死という問題も経験しています。

また、在宅医療でも、孤立死を経験しておりますので、そこで感じていることを少しお

話したいと思います。

孤立死の人に共通しているのは、1つはケアが十分かどうかという部分が一番大きいと思います。しかし、高齢者の本意としてケアを受けたくないという気持ちがあります。医療あるいはケア、介護のサービスを提供する側としては、懸命に説明をするわけです。私たちとコミュニケーションが十分できる前には、高齢者の方にはなかなかお世話にはなりたくないという気持ちがあります。その気持ちは決して悪いわけではないんです。高齢者の方々がそういうお世話になりたくないとか、かかってほしくないという気持ちは、人に迷惑をかけることはいけないということがベースにあると、高齢者の方々と接してつくづく感じます。

例えば、認知症あるいは病気や障害を持って、家族にも迷惑をかけたくない。だから、施設とか病院に入院し続けたいということがある。でも、いろいろなお話をしていくと、できれば家に帰りたい、住み慣れた家で住み続けたいという気持ちは持っておられます。でも、その気持ちをどうやって実現するか、家に戻るためには御家族の負担とか御本人の負担を、介護サービスとか医療でどの様にサポートできるかを説明する。この説明を理解いただけないと、なかなか選択をしてくれないのが実情です。

人に迷惑をかけたくないというお気持ちが、高齢者にとって本当に私はそれを尊いことだと思えます。戦後、この焼け野原の日本から、こういう繁栄した日本のそれをつくってくださった礎の方々にもかかわらず、病気とか障害、認知症になったら、人に迷惑をかけたくないという気持ちを持ち続けていることに対して、私たちはむしろサービスを提供する側としては、もっとその人たちの、それ自体に関する感謝とともに、社会として、そういう制度として、そういう方々に対して、最終的には御苦労様でしたという気持ちの中で、社会の福祉として社会保障を考えるべきだと思います。そういう部分でも現場のコミュニケーションが課題だと思います。

現実に孤独死あるいは突然亡くなっているということで、地域の住民の方々、あるいは警察から呼ばれて私が関わった人の共通していることは、やはりケアが非常に少ないということで、ある面ではケアが拒否されているということもあります。そして、大体はそういうケアをする方である看護師など、さまざまな人たちともめている人が多いわけです。やはり人に迷惑をかけたくないということがある。そういう面で、大事なことは、専門職だけに任せるではなくて、地域の住民の人たちが、みんなで支えることが私は大事な視点だと思います。

どうもこの戦後いろんな施策ができましたが、そういう施策が全くないときの方が、人間的なコミュニティあるいは支え合いがあったような気がします。どうも現状では支え合いがかえって希薄になっていると感じます。

先ほど国土交通省で帰属できるコミュニティという話がありました。特に高齢者だけではなくて、やはり若い人たちも帰属できるコミュニティが、多様な価値観という部分で、大事だと思いますが、それが欠けているからと、それを押し付けたくはありません。

簡単に言えば、中学、高校の部活動を思い出します。当時は、部活動は本当に盛んだったんですが、今でも、高校野球は盛んと思います。しかし、例えば、大学でも部活動よりも同好会が多い。同好会というのは、自分の都合でやればいいわけで、部活動は部員の目的のために日程が縛られる等の苦しさもありますが、その点、みんなで頑張っって目的に向かって練習したら、何か目的が達せられる楽しさがあるわけです。どうもその点は、幾ら帰属のコミュニティをつくってもその楽しさというものを忘れてしまう。忘れてるのが現状ではないのかなという気がします。

ちょっと長くなりました。最終的には、高齢者の人たちと接しているときに大事なことは、本人が何を目的としたいのか。例えば、家族と一緒にいたい、あるいは住み慣れた地域と一緒に住み続けたいということを引き出すことが、重要と思います。そのためには、今日、ケアマネジャーもおられますが、ケアマネジャー初めさまざまな人間が、本当にその人の気持ちを開けることが、実はコミュニティの大きな目的だと思います。

ですから、さまざまな施策をつくっても、その本人が自分は実はこうしたいということと言えるところまでを目的としておかないと、今日、御説明いただいたさまざまな施策が生きてこない気がします。そこは私たちの医療とかケアの専門職が、もっと本人の意思をどうやって引き出すかも大事と思います。

最後に、警察の方からさまざまな施策をお話しされました。聞いていて、確かに介護サービスを受けておられる方と、介護サービスを受けてられない方とは、多少違うと思います。受けておられない方に関しては今のままでいいと思いますが、受けておられる方に対しては、むしろケアマネジャーや地域包括支援センターも含めて、どういうサービスを利用されているのかを把握されて、そして、ケアプランの一環として、警察がどう関わるかも、大事な視点だと思います。介護のサービスが連携していくことが、国土省とか警察、総務省でお考えになっていくことも、今後の課題ではないかと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、どうもありがとうございました。

○高橋議長 ありがとうございました。

大変示唆に富むお話をいただきました。最後のところは、先ほど事務局から説明いただいた地域包括支援センターの議論として、警察との関係、消防の関係、恐らく現場で物すごく課題になっていて、例えば、認知症の問題1つ取ってみてもそういうことかと思えます。ということで、ちょっと補足をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、引き続き、老人クラブ連合会の立場で永井委員、よろしく願いいたします。

○永井委員 全国老人クラブ連合会代表でうかがわせていただきました。永井と申します。

このたび、このような機会を持っていただきましたこと、老人クラブとしては、大変心強く思っております。ここでいろいろな勉強をさせていただき、皆様方のお考えを聞かせていただけることに対し、まず御礼申し上げます。

老人クラブの活動につきましても、厚生労働省資料1-①の22ページで紹介いただいております。

「健康・友愛・奉仕」。これは老人クラブの合言葉でございます。老人は年をとりますと、どうしても孤立になりがちと言いますか、自分の殻に閉じこもる方が多くなります。一人ひとりに違いはありますけれども、若いときとは違った、年をとっていくやるせなさを感じるものです。人とは別れなければいけない、親子や友とも別れなければならない、社会ではいろいろな事件がある、体は思うように動かない、頭も何だか少し鈍ってきたようだ。そういうものに対しての不安のようなもの、やるせなさ、何とも言われぬ寂しさが、年を取ると、だれでも心の中に生まれてくるものだろうと思います。

ここにいらっしゃる皆さんは、お若い方ですから、何を言っているのかとお思いになりますでしょうが、皆様も70、80歳近くになりますと、きっとそういうお気持ちになられるのではないかと思います。そして、あのとき老人クラブの代表の永井がそのようなことを言っていたなど、あと何十年かするとお気づきになるだろうと思います。

全国の老人クラブ会員は、皆さんと付き合うことで自分が助けられ、自らも誰かを助けることができるということで、自助・共助の活動をしております。社会活動、教養活動、スポーツ活動にしましても、これ全部、自分の為のものでもありますが、他人さんもしょしょにということに重きを置いて活動しております。

それぞれの地域で活動の内容や取り組み方とかいろいろ違ってはいますが、全国からのお声を聞き、それを基にして全国老人クラブ連合会でまとめ、政府や行政関係者の方に、高齢者の声としていろいろ伝える活動をしています。

何にしても若い方になるべくお世話にならないように、若い方も、今、大変な時期でございますので、なるべく皆様に迷惑はかけないように、自分のことは自分で、できる範囲のことはやっぴいこうということを基本にしています。

老人クラブが行っている友愛活動の中には、孤立を防ぐ友愛訪問がありますが、これもお隣同士の付き合いで、お一人暮らしのところは必ずご近所がその方を見守ってあげるというつもりで、友達の立場で友愛活動として、お隣同士声を掛け合って、安否の確認をしています。これは病気に対しても、災害にたいしても同じことで、みんないろいろなことを考えてやっております。

どのようにやって失敗したとか、成功したという話もたくさんありますので、折がありましたら、そのようなお話をさせていただければと思っております。そして、皆様が老人クラブというのは、みんなのお世話になるばかりではなくて、自分たちも仲間を支える友愛活動を生きがいとして頑張っているんだなというのを、少しでも御理解いただけましたら大変嬉しいです。今後の活動に、いろいろと勉強させていただき、また、御参考になることがありましたら、申し述べさせていただきたいと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○高橋議長 ありがとうございます。

老人クラブは、このデータでも804万人の高齢者の方が加入していらっしゃる。当事者団体として、大変大きな活動をしておられます。また、いろいろな事例も後ほどお話がい

ただけるかと思いますが、ひとつよろしくお願いします。

それでは、引き続き、住宅論のお立場で園田委員、よろしくお願いをいたします。

○園田委員 明治大学園田と申します。

建築学科に属しておりますけれども、二十数年来、高齢者の住宅、住環境ということをやってまいりましたので、その関係でお話しさせていただこうと思います。今日、簡単に自己紹介と言いたいことを兼ねてということで、資料9というナンバーのものを用意させていただきましたので、それをごらんいただきながらお話しさせていただこうと思います。

今回のこの推進会議のテーマは「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり」ということが一番のテーマということだと思うんですが、私は、その中で見守ることが非常に必要であり、重要だということを申し上げたいと思います。

それはなぜかということなんですが、資料9の最初のページで、まず見ていただきますと、住むという立場からコミュニティ、あるいは高齢者の方の本当の安心というようなことを見ていきますと、随分いろんな違いがあるんです。

1つは、実は高齢単身者の方というのは、ほかの家族と一緒に住んでいるとか、あるいは夫婦と一緒に暮らしていらっしゃるという方とは、恐ろしく違うところがありまして、何が違うかと言うと、3分の1の方が借家居住なんです。借家居住ということはほとんどニアイコール「希薄な地域との繋がり」ということで、先ほど、帰属できるコミュニティがないというお話があったんですが、借家に住んでいらっしゃる方は、そういう意味で現在、借家で、その先の居住も不安定で、またいろいろな人生のプロセスの中で、地域とのつながりがつくれなかったという事情を抱えていらっしゃる方が、非常に多いということです。

それから、2ページ目の方で、これはごく普通の世田谷の老人大学に通っていらっしゃる方々に、住むということだけではなくて、住むには箱が幾らあってもだめなわけですし、それを支えるさまざまなサポートサービスは、どんなときにどのようなものが必要でしたかというようなことをお尋ねしたんです。実は、日本においては、この十数年来、非常に介護の面では充実してきたんですけれども、介護以前の家事ですとか、それから今日申し上げた見守りという、その部分がないと、その先に介護というところがあって、その前の部分の支援がないと、なかなか居住が安定しないということがわかってまいりました。

そうした中で、3ページ目で、介護とか福祉の面だけではなくて、特に昨年、住宅の分野でも非常に大きな動きがありまして、昨年には住生活基本法という法律と、それからつい先月ですけれども、住宅セーフティネット法ということで、特に一番最初に私が申し上げました賃貸住宅を中心に、そこに住む高齢者を初め障害を持っていらっしゃる方とか、さまざまな方をサポートしていこうという仕組みが出来上がりつつあるんですけれども、何回も申し上げますけれども、箱だけでは不十分で、そこにきちんとサポートできるサービスが必要だということです。

4ページ以降は、私がこれまで特に高齢者住宅ということで、ケア、サービスの付いた

住宅のことを研究したり、いろいろな提案をしてきたことで言いますと、4ページの図は変な図なんですけれども、実は高齢者住宅という、その住む場所、器に対して、必要なサービスというのを要素で見ると4つあるんです。1、2、3、4なんですけれども、今までどうであったかという、実は4番目、3番目というところから、社会的な制度というのは整ってきていまして4番目は「万一の場合の受け皿」。3番目は「介護とサービス」なんです。実は安定的な居住というのは、この後ろからではなくて、1番目の見守りがまずそこないと、実は2番、3番、4番につながっていかないということがありまして、そういう意味で見守りのサービスというのが、非常に必要とされているということを申し上げたいと思います。

5ページのところに、その必要条件について、少し細かく書いたんですけれども、今日も最初に室長さんのお話にあったように、これまで高齢者住宅などに限定されていた生活援助員ライフサポートアドバイザーの制度を、一般住宅にも広げていく新しい取り組みを始められたということなんです。まさにそのことが非常に可能性を持っていると思います。

最後に6ページのところで、昨年介護保険の制度が改正されて、その中で非常に私たちのこれからの老後ということの安心のために、さまざまな画期的な提案がされたと思うんですが、1つの大きな柱に「地域密着型サービス」ということで、日常的生活圏域の中に、福祉とかあるいは医療の資源をきちんと配置して、そこを市町村が主体にマネジメントしていこうという仕組みがありまして、この中にはちょっと抜けていますけれども、先ほどの地域包括支援センターなどは、その日常生活圏域をマネジメントする非常に大きな主体として位置づいているのだと思います。

ところが、私のような住宅ですとか、それから、町、都市という観点から見ますと、非常にいい仕組みなんですけれども、是非、実際の地理的な空間、どういうことかと言いますと、どこに駅があつて、どこに道路があつて、どこに谷があつてというような、実際の地理的空間、都市的空間を是非、前提に置いていただければということがあります。

どういうことかと言いますと、先ほど資料1-②に要援護者の方の情報の把握と共有ということがありますが、都市的に鳥の目で見ることが、実は私たち非常に得意なんです。都市、建築の分野は。そうしますと、1人ずつの方がどこにいらっしゃるのかというのは、例えば、GISという地理情報システムの上にプロットしていけば、全体の状況はきちんと把握することができるわけです。

ですけれども、問題は、それを今度は安心と信頼のある1つずつの仕組みにしていくなめには、実は6ページのグレーの色がかかっているところに、たくさんの方々がいらっしゃるんですけれども、その部分をつないでいくすべというのは、今、余りはっきりしていないんだと思うんです。ですから、そういう意味でこのグレーの一つずつの点を地べたを縫い合わせるとか、ネットワークから外れた方、つくれなかった方をつなぐことということを申し上げたわけですが、その部分が必要だということ。これは介護保険とか、今まで社会化された制度の仕組み外に置かれているところなんです。手が付いていないとこ



ろだと思えます。ですから、今日も新しい取組みが始まっているという御紹介もあったんですが、このところをどうひもといていくのかというのが、非常に大きな課題ではないかと思っております。

大変長くなりましたけれども、失礼いたしました。

○高橋議長 ありがとうございます。

園田委員からの御発言は、要するに、孤立死というのがこの大きなキーワードですが、そこに至るプロセスの中で、予防的機能をどう住宅と結び付けて、住宅の住まい方と結び付けるかという、そういう御発言かと思いました。ありがとうございます。また、これも深めさせていただけたらというテーマをいただいたような気がいたします。

それでは、引き続き、介護支援専門員、いわゆる世の中ではケアマネジャーという介護支援、介護保険の中で、大変大きな活躍をしているお立場から驚見委員、よろしく願いをいたします。

○驚見委員 日本介護支援専門員協会の驚見でございます。

私は、実際に高齢者と直接接している立場として、現状を少しお話しさせていただきながら、発言させていただきたいと思えます。

まず、私たちが一番中心的に接している要介護者、いわゆる認定者の方々に対して、やはりきちんと御自身を認めてもらえるような支援であるとか、存在というのが一番大きな意味を持つのではないかと日ごろ感じております。介護支援専門員いわゆるケアマネジャーに対して比較的満足度が高いというのは、個別にきちんと相談していただけたところ、やはり高いゆえんではないのかなと推測されます。

個々の方々に対しては、自ら、要するに御自身が自分の状況を発信できるような関わりが実際には非常に必要である。自分から今の状況を口にできるというような支援が必要なのではないかと思えますし、また、それを理解し、代弁していくのが私たちの一番大きな課題だろうと思えます。

具体的には訪問時であるとか、直接的な関わりをするわけですが、先ほどもお話がありましたように、ケアプランの中でどのように位置づけていくのかといったところもあるかと思えます。ですが、その中で、フォーマルなものというのは、ある程度定期的ないわゆるサービスと言って入ってくるものです。それに対して、日常的な支援としてインフォーマルな支援というものが非常に大事になってくると思うんです。それは定期的ではどうしても賄い切れない突発事項であったり、本当にささいなことなんです、生活の中の小さな課題を一つひとつクリアしてあげるような支援になっていくんです。

例えば、買い物に行ったんだけど、行きはいいんだけど、帰りは持って帰ってこれないことに対する支援であるとか、あとは買い物したいときに掛けにくいとか、本当に小さなそういう支援が重なって行って、高齢者というのは非常に大きな負担になっているケースが多いかと思えます。大都市などで言いますと、結構ごみ出しの問題などが、御本人にとってみて大きな不安になっていて、そういう小さなことが積み重なって、

生活の基盤が不安定化していくようなことは、とてもあるのではないかと思います。

そのような中で、見守りであるとか、安否確認であるとか、最近ではいわゆる民間事業者の中の通報システムなども積極的に取り入れられるような仕組みですとか、あとは今までありましたような触れ合いペンダントであるとか、社会福祉協議会等がずっと使っているような制度等も使わせていただいています、なかなかそれがうまく使いこなせないというのも現状です。

徘徊の方に対する探知機みたいなものをなかなか持って出ただけなかったり、その場にはそばに置いていなかったりというような不自由さと言いますか、本当に現場レベルでの勝手の悪さといったものは、日々感じているところではないかと思います。

また、近隣との関係のお付き合いの度合いによって、アプローチの仕方、要するにサービスでうまく行くケースもあれば、実際には、その方自体が培ってきた生活の中でも、近所同士の付き合いができている方々と、それから、そうでない方々というのはやはり全然支援の方向というのは違ってくるのかと思います。

ただ、最近、マスコミ等で報じられてきていまして、地域の自治会長さんであるとか民生委員の方々が、自分たちの地域の問題として少し感じ始められていまして、そこにアプローチが最近少しずつ活動として出てきています。そうしますと、比較的広まることであるとか、一緒にやっという機運はすごく出てきてまして、今はそういう意味では非常にチャンスなのかなとは感じております。

ただ、従来からある在宅支援センターなどがずっと続けてきました安否確認の実態訪問であるとか、あとは今、それが在宅支援センターに引き続いているところもあれば、地域包括に動いているところもある。それから、ケアマネジャーにある意味委ねられているところもあるといったところで、そのつながりがきちんとできているかどうかというような研修であるとか、その周知徹底といったところの会を持つことは非常に重要でして、事例を基に、そういう引き継いだ事例などをケースごとにやっていくと、その地域の中で共有するといったところから、また次のところが連携ができてくるというような取組みも先ほどあったかと思えます。

そのような中で、実は今、要支援から要介護認定、または要介護認定なさっている人が自立したといった場合に、その行き先の連携と言いますか、確保と言いますか、特に要介護認定が出るまでの期間であるとか、ちょっと空白部分ができてしまうんです。この辺りが今、我々がやはりサポートしていく上では非常に難しかったりするので、大体その認定調査の移動していく2、3か月間のフォローというのを、どういうふうにしていったらいいのかというのはとても感じます。

それから、特に高齢者世帯で、お一人お亡くなりになった場合のブリーフケアと言いますか、残された御家族に対してのサポートといった意味でも、今後、我々は少なくとも1か月に一遍は、1か月以上は訪問するわけです。御近所等のお話等で、そういうお話が伺えれば近所に寄ってくるようなこともしますが、そういったある意味日常的な当たり前の

支援が当たり前に行えるような、本当に小さいレベルではございますが、やっていくことがステップアップするいい機会になっていくのではないかと考えております。

○高橋議長 ありがとうございます。

介護保険というのは、ある意味ですごい制度だと、私、いつも思っているんですが、ケアマネジャーという仕組みをつくることによって、いろんな可能性を含めた支援というか、私も権利擁護の仕事をずっとしておりますと、やはり最近ケアマネジャーさんから成年後見等の相談というのは随分増えておりますが、そういうことを含めた発展機能、それからインフォーマルケアのつながりの機能が大変大事かと、ちょっと駄弁を弄しましたけれども、そのようなことを今、伺って改めて感じます。

それでは、引き続きまして、社会福祉協議会の立場から渋谷委員、お願いいたします。

○渋谷委員 私の方から社会福祉協議会というよりは、ここのタイトルにありますように、住民の福祉活動。言ってみれば地域社会の支え合いということだと思っておりますが、そういうのがどういう状態になっていて、どんな課題があるのかということをお話できればと思っています。

○高橋議長 資料 10 です。

○渋谷委員 資料 10 です。

驚見委員の方からインフォーマルの意義についてとかお話しいただいたので、非常に話しやすいんですけども、基本は驚見委員のおっしゃるとおりなんですけど、やはりインフォーマルと言えども、システムを持たないと、なかなか個別の生活を支えるとならないので、それがどのような状態になっているのかということをお図に書いたものです。

「食事サービス」、これも会食型もあれば、配食型もあるわけです。

「移動サービス」、移送サービスとか言ったりしますが、最近は、都市部でも丘陵を使った団地などではかなり深刻な問題になっていると聞いています。

「小地域ネットワーク活動」は、定期的に一定のボランティアの方々が訪問して、いわゆる見守り、相談に乗っていくということです。あるいは支援を行うということです。

更に、右の方に見ていただきますと「ふれあい・いきいきサロン」というのは、利用者と高齢者とボランティアと一緒に楽しいときを過ごすという場づくりです。そういうものもあります。

それから、ちょっと左下の方を見ていただきますと「小規模多機能施設」、これは介護保険でやっているものですが、これも住民の方が支える、施設を、更にその個々の人を支えるという仕組みが大事です。こういう活動は、私たちが皆さんを支えていますよ、皆さんは私たちの地域社会のメンバーですよというメッセージを送っているということだと思います。やはり孤立防止ということから、更に孤立死の防止ということになると、どんどん密度を上げないとなかなかうまくいかないということがあるかと思っています。

それから、いわゆる見守りということについては、今、園田委員からもお話がありましたが、見るというだけではなくて、相談をする、支援をするということがくつつくことに

よって効果も出しますし、それだけの実力を持っている地域の活動も増えてきている。活動のリーダー層には、地域内個々の困っている人たちが全部見えるというような方々もできてきているということだと思います。

私どもの社会福祉協議会は、この活動を社会福祉協議会でやっているのではなくて、社会福祉協議会が住民の活動のお手伝いをするという立場なんです。これらの活動は一番下にありますように、やはり自治会が基盤を支えているということが、まずあると思います。それがないと、なかなかコミュニティとの関係はつくれないということだと思いますし、ちょっと上の青いところにありますように、先ほどもお話がありました。老人クラブさんなどはこの推進役です。ボランティアということでは、ボランティアというだけで言うと主力メンバーなわけです。更に民生委員さん、児童委員さんが地域内全体を、それぞれのインフォーマルと組みながら、全体を見るというような仕組みになっているということなのではないかと思っています。

1枚めくっていただきますと、代表的な活動の、1枚目の図にもありました「小地域ネットワーク活動」と「ふれあい・いきいきサロン」について説明をしておりますが、ちょっと細かい説明は避けさせていただきます。「小地域ネットワーク」というのは、小地域を単位として要援護者一人ひとりを対象とした、住民による見守りと援助の活動とっておりますが、機能で見ますと、見守りというだけではなくて、人間関係づくり。勿論、緊急対応とか生活支援もしますし、場合によっては専門職につながりということも含めた相談機能、連絡調整機能を持っているということです。

それから、見守りを望まない人もいますので、そういう人への見守りということも大事になっているということです。

数ではなかなか説明し切れないんですが、私どもが把握している限りでは、見守り対象が88万人、ボランティアが36万人ということで、一定の規模で行われていると思っております。私どもが把握している範囲ですので、もっともっと多いとは思いますが。

「ふれあい・いきいきサロン」というのは、先ほど申し上げたような利用者もボランティアも一緒に楽しい時間を過ごすということですが、下の図にありますように、サロンという場をつくるだけではなくて、それが地域に戻ってもさまざまな関係づくりにつながっていくということかと思っています。

両方とも2年前のデータなんです。3万7,000か所ぐらいで、実はこれは社協自身でやっているのは半分ぐらいで、社協以外でやっているのが2万ぐらいあるということで、これは私どもで提案したものではありませんが、どんどん住民の方々の中で広がっているということかと思っています。

機能を見ますと、小地域と同じようにサロンと言うと、場というかたまり場というイメージが強いんですけども、実際には相当な見守り機能、相談機能を持っているということなのではないかなと思っています。特にサロンが増えてくると、来ない人に注目するようになっていきますので、来ない人が一番の問題ですので、そのような機能を持っているとい